

# 令和3年度 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、毎年度決算に基づき、健全化判断比率の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされた。

## 健全化判断比率

	令和2年度比率	令和3年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
			財政健全化計画の策定、総務大臣、知事への報告が必要	財政再生計画の策定必要、地方債の起債制限等
実質赤字比率	なし (実質黒字 6.55%)	なし (実質黒字 6.34%)	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	なし (実質黒字 16.80%)	なし (実質黒字 17.75%)	20.00%	30.00%
実質公債費比率	8.2%	8.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	64.0%	48.9%	350.0%	
資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0%	

